

大学等の履修証明制度に関する
Q and A

平成20年1月25日

文部科学省高等教育局
大学振興課

大学等の履修証明制度に関するQ & A 目次

- 問1 履修証明は学位取得につながるものなのか否か。
- 問2 履修証明制度と科目等履修生、公開講座、専攻科・別科との違いは何か。
- 問3 学校教育法に基づく履修証明と、各大学が任意で行う履修証明類似の取組とでは、具体的に何が異なるのか。
- 問4 大学が、今回の履修証明制度の要件を満たす類似の取組を既に行っている場合、いつの時点から「学校教育法に基づく履修証明」と言うことができるのか。
- 問5 大学が新たに履修証明を行おうとする場合、文部科学省の認可や届出の手続は必要か。
- 問6 各大学が開設する履修証明プログラムの名称について、指針はあるのか。
- 問7 履修証明プログラムの構成は、既存の授業科目や公開講座を組み合わせでも構わないか。また、授業科目のみ又は公開講座のみで構成することは可能か。
- 問8 学外での実技訓練や現場実習（インターンシップを含む）を含めて履修証明プログラムを構成することは可能か。
- 問9 履修証明プログラムは、大学の正規学生は受講できないのか。また、結果として正規学生のみが受講することになっても構わないか。
- 問10 履修証明の履修資格は、必ず高卒以上でなければならないのか。また、大学院における履修証明についても、履修資格は高卒で足りるのか。
- 問11 履修証明プログラムを担当する教員は、当該プログラムを開設する大学の（専任）教員でなければならないのか。また、教員資格について指針はあるのか。
- 問12 履修証明書プログラムの成績証明書や学籍に当たるものを作成しなければならないのか。その保存期間について指針はあるか。

問1 履修証明は学位取得につながるものなのか否か。

(答)

1. 履修証明プログラムは、社会人など大学の学生以外の者を対象として開設するものであり、大学に学生として在籍し、所定の要件を満たして卒業し、学士等の学位を取得するために開設する学位プログラムとは異なる。
2. したがって、履修証明プログラムで修得した内容が、学位取得にも使えるというものではない。
3. なお、履修証明プログラムの中に大学が学生を対象として開設する授業科目が含まれている場合には、この部分について科目等履修生として単位認定を受け、学位取得に活用することは可能である。

問2 履修証明制度と科目等履修生、公開講座、専攻科・別科との違いは何か。

(答)

1. 科目等履修生制度は、大学の学生向けに開設された授業科目について、社会人等の学生以外の者にも履修を認め、これを修めた場合に単位認定を行うものであるが、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外向けに開設されたプログラムであり、これを修めた場合に単位認定ではなく履修証明を行うものである。
2. 公開講座は、法令上特段の基準は設けられていないものの、一般的には、大学が一般市民等を対象として開設する一回から数回の講座として広く行われているものであるが、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外者を対象として、講習や授業科目を組み合わせるなどして体系的に編成した120時間以上のプログラムである。
3. 専攻科や別科は、学部や研究科と同様、大学に置かれる学生の教育のための「組織」であるが、履修証明プログラムは、組織ではなく学生以外向けに提供される「課程」であり、これは大学のエクステンションセンターや学部等の大学内の複数の組織にまたがって編成されることもあり得るものである。

問3 学校教育法に基づく履修証明と、各大学が任意で行う履修証明類似の取組とでは、具体的に何が異なるのか。

(答)

1. 学校教育法に基づく履修証明は、法に基づくものことを履修証明書に明示して証明することができるが、各大学の任意で行う取組はこれができない。
2. さらに、現在政府全体で推進している職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）においては、法に基づく履修証明を「ジョブ・カード・コア」として記載できることとしている。

問4 大学が、今回の履修証明制度の要件を満たす類似の取組を既に行っている場合、いつの時点から「学校教育法に基づく履修証明」と言うことができるのか。

(答)

1. 履修証明制度を創設する学校教育法の改正は、平成19年12月26日から施行されることとなっており、その日以降新学校教育法第105条に基づく特別の課程を編成し、これを修了した者に履修証明書を交付する取組については、法令上の要件を満たせば「学校教育法に基づく履修証明」と位置付けることが可能である。
2. 一方、法施行前に類似の課程を編成した場合には、これが法施行後の法令上の要件を満たす場合であっても、当該課程を修了した者に対し行う履修証明は、法に基づくものと位置付けることはできない。

〔 法施行前に開設されている授業科目や講習を含めて法施行後に特別の課程を編成した場合は、法に基づくものと位置付けることが可能。 〕

問5 大学が新たに履修証明を行おうとする場合、文部科学省の認可や届出の手續は必要か。

(答)

法に基づく履修証明を行うに当たって、文部科学省の認可や届出の手續は必要ない。

問6 各大学が開設する履修証明プログラムの名称について、指針はあるのか。

(答)

1. 履修証明は、大学の社会貢献の一環として教育研究の成果を広く社会に提供する取組を促進する観点から、大学の自主性・自律性に基づき、多様な取組が行われることをねらいとしており、プログラムの名称について、特段の制限をする予定はない。
2. なお、履修証明制度は、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」における提言を踏まえて設計しており、米国におけるCertificateを参考としている。

問7 履修証明プログラムの構成は、既存の授業科目や公開講座を組み合わせても構わないか。また、授業科目のみ又は公開講座のみで構成することは可能か。

(答)

1. 履修証明プログラムは、学生以外の者向けに編成する必要があるが、既存の授業科目や公開講座を組み合わせることも、これらが体系的に編成されるのであれば排除されない。

2. また、学生以外の者向けに編成されていれば、公開講座又は授業科目のみで構成することも排除されない。

〔 なお、大学の社会貢献に対する積極的な取組として、新たに特別の課程を開設したり、新たな講習を中心に編成することは歓迎される。 〕

問8 学外での実技訓練や現場実習（インターンシップを含む）を含めて履修証明プログラムを構成することは可能か。

(答)

当該実技訓練や現場実習が、履修証明を行う大学の講習又は授業科目として適切に位置付けられていれば、履修証明プログラムの120時間の中に含めることが可能である。

問9 履修証明プログラムは、大学の正規学生は受講できないのか。

(答)

履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者向けに開設される必要があるが、これにより開設されたプログラムを学生が受講することは排除されていない。

問10 履修証明の履修資格は、必ず高卒以上でなければならないのか。また、大学院における履修証明についても、履修資格は高卒で足りるのか。

(答)

1. 履修証明の履修資格は、省令上、大学入学資格を有する者のうちから各大学が定めることとされており、高卒でなくても、高卒程度認定試験の合格や、各大学が個別に実施する入学資格審査の合格などの方法により、履修資格を得ることが可能である。
2. また、大学院における履修証明については、大学院相当の水準を担保するため、各大学が学部卒程度の履修資格を定めることが想定されている。

問11 履修証明プログラムを担当する教員は、当該プログラムを開設する大学の教員でなければならないのか。また、教員資格について指針はあるのか。

(答)

大学が実施する履修証明である以上、そのプログラムを構成する講習又は授業科目の計画の作成、授業の実施、成績評価等については、大学設置基準に定める教員資格を満たし当該大学の教員として位置付けられた者が担当することが想定されているが、これらの補助的な役割として、例えば一回分の講演をしてもらうため学外の講師を招聘することなどは可能である。

問12 履修証明の成績証明書や学籍に当たるものを作成しなければならないのか。その保存期間について指針はあるか。

(答)

1. 成績証明書は、学位課程と同様、法令上求められているものではないが、修了判定を行った際の成績について、修了者の求めに応じ提供できるようにしておくことが求められる。
2. また、履修証明プログラムの修了者から、後日、履修証明書の交付を求められた際に対応できるよう、学位課程に準じて学籍簿を作成しておくことが求められる。
3. その保存期間については、学校教育法施行規則第15条第2項の規定に準じて取り扱われる（最低20年以上保存）ことが望まれる。